

東日本税理士法人

〒171-0022 東京都豊島区南池袋 2-27-17
TEL 03-5951-0707 FAX 03-5951-0710

特別企画

対談 自治省行政局長が解説する

「地方公共団体の外部監査人」(下)

—ムダ使い監視に“新風”—

自治省行政局長 松本 英明
公認会計士・税理士 長 隆

今回の地方公共団体への外部監査制度導入は、税金のムダ使い監視という点でも納税者の期待は大きい。それだけに外部監査人となる公認会計士、税理士らの責任は当然重く、それは会計人の職域拡大と社会的地位の向上に強く結びつくことになるわけだ。

指摘怠れば義務違反 松本

会計人にはやり甲斐 長

長 今後の外部監査ですが、できるだけコストは低く、効果のある監査をやるべきだと思います。現在の監査事務局などはかなりの陣容を配置してきちんとやっているのに独立性に問題があったので、きちんとした意見が出ていなかったというケースがあるのかも知れません。そういうなかで屋上屋を重ねないで、よい監査をやるために自らがまず、診断とか評価して、できるだけころよく、自発的に監査を受けるのが望ましいのではないかと思います。ですから、マニュアル化とか監査の標準化につきましては省庁の枠を乗り越えて、いろいろ利用されて、監査人はそのようなものを使ってやるとよいのではないかと思います。いかがでしょうか。

松本 そうですね、公営企業みたいなものについては、民間における評価システム等も、ある程度共通するわけですから、そういうものを取り入れて地方団体もやっておりますし、また監査においても、そういうものを用いて行っていくことになると思います。本来の公

共同体の固有の事務、民間にはないような事務については、その評価が大変難しいところがあります。行政改革とも絡んでいるのですけれども、全国的に評価手法、評価制度をどうするかについて研究がかなり進んできておりまして、自治省でも研究を続けているところ です。

長 外部監査制度の環境整備について経験から言わせて頂くのですが、実は北海道の過疎地 で市町村の病院をやっている仲間と勉強してきましたが、過疎地に医師が行ってくれない。一万人以下の小さな町村が100床以下の病院を一つずつ持って、人も集まらないと いうことで巨額な赤字を出している。そういうところの経営改善を指導しているわけですが、私はドラスティックな指導をすべきじゃないかということ を助言してきたのです。道庁の方も一緒に来てくれましたので、広域化、200床とか300床に一体化すればお医 者さんも優秀な人がきて、経験を積むことが出来る、給料がやすくてくるのではないかと。外部監査人がいい意見を出しても、行政の区分の枠を越えることができないと、いい 指導が結果的に生まれないかも知れません。そういうことで、たとえばこうした効率経営 に関する意見、核心に触れるような意見を出すべきだと仲間に話しております。

松本 いまのお話も当然外部監査を行った際にそういう意見といいますか報告を出してい ただくことはありうることと思います。財務の随時監査というのが外部監査の範囲なので すが財務に関する監査はさきほども申し上げましたように、民間の財務諸表の検査という のとは違い、広い概念ですから、いまのようなことも当然に外部監査の範囲のなかに入っ てきていいんじゃないかと思 います。

長 もう少しつめてうかがいたいのですが、たとえば北海道が今回と対象に上がるとしま すと、市町村に補助金を出したり、経費支出を道庁が出している場合ですね、北海道の監 査人としてそういう末端の市町といいますか、複数の市町に対して勧告、報告、意見が 出せる仕組みになっているのでしょうか。

松本 補助金等を受けている市町村に対して報告等を出すような仕組みにはしておりませ ん。それぞれ外部監査制度を導入していただくのが本来の在り方ではないかと思 います。 包括外部監査制度を義務づけるのは中核都市以上の市と都道府県ですから一般に市町村は 条例で導入していただくということです。ただ、財政援助団体に対する監査ということで 条例を定めた場合には、都道府県の補助金等の出し方という点で監査することは可能 です。

長 関連の質問をさせていただきますが、第三セクターに対する、たとえば地方卸売市場 とかそういう持ち株会社に対して地方公共団体が出資しているのがたくさんありますが、 こういうものに対しては監査ができますか。

松本 さきほども申し上げましたように包括外部監査契約の対象のなかで財政援助団体に 対する監査はできることになっておりますから、それぞれが外部監査制度を適用するとい う条例を作っただいて、監査することができるということです。第三セクターも当然 可能です。

長 今回の改正にあたっての付帯決議にあります、地方公共団体の共同監査機構というものはどのようなシステムを想定されているのでしょうか。

松本 国会の付帯決議で共同監査機構というのは、二つの意味があるわけです。ひとつは、今回の外部監査が個々に契約を結ぶという仕組みであるわけですが、それを共同で外部監査機構を設けて、そこを相手に契約を結ぶというものです。もうひとつは今の制度では規模の小さなところ、これは条例で外部監査制度を導入することになるのですけれども、条例で外部監査制度を導入しようと思っても適当な人が得られない恐れがあるといったケースも考えられますので、そういう場合にそれに対応していけるような共同の外部監査機構を設けたらという意見です。

前者の考え方はわれわれが外部監査制度を導入する検討をはじめた当初は、むしろ主流の考え方でした。特別の共同外部監査機構を作って、そこに各地方公共団体が外部監査を依頼するいろいろな仕組みが考えられますが、その外部監査を受ける、そういうことにしようという発想がありました。ただ、いきなりそういう大きな機構を設けるのはどうかということで、今回の個々の団体で契約して導入するかたちをとったわけです。今回の外部監査制度というものが全国的に実際に行われるようになってまいりますと、おそらくそういう要請がまた出てくるのではないかと、そういう気はいたします。

長 大蔵省は公認会計士の監督がお好きなものですから、公認会計士係とか、公認会計士審査会とかいろいろあって、監督がかなり行われています。それがよかったかという効果を発揮していない面も現実だったわけです。今後、自治省では外部監査人に関する指導・監督の窓口とかについて、具体的に何かありますでしょうか。

松本 少なくとも私どもは、指導・監督という次元のものを考えていません。あくまで外部監査制度の導入が円滑に行われ、初期の成果が上がるということについて、お互いに連絡調整を行ったりご協力をお願いしたり、そういうことは考えています。それはお互いに関係する立場の人との意見の交換なり、連絡の調整なり、よりいい成果をあげていこうとする努力であって、一方が他方を指導・監督するとか、そういうことではないと思っております。指導とか監督とか一切考えておりません。

長 青森監査法人が青森県庁等の依頼を受けてやっている仕事もありまして私にも相談がありました。医療職俸給表とか行政職俸給表のような核心に触れた助言が出しにくいというんですね。しかし、それに触れないと意見にならないんだけど、と悩んでおりました。今回の外部監査制度の導入によって法的権限ができましたので、やりがいはできたと思います。

松本 それはどういう形で関与されておられるのですか、監査じゃないでしょう？

長 ええ、経営指導です。経営を改善するという仕事で報酬をもらってますから、そこに触れるのが一番のポイントなのですけれども、一番のポイントに触れるのが議会だとかいろいろあって、なかなか難しい面も……。今後は法的権限と責任がありますから、核

心に触れた話もできるはずですが……。それでも触れる人と触れない人がいるでしょうし……。そういう面で監査意見の調整というものが、共同機構の中である程度調整されるのかなと思っておりますが――。

松本 各団体の依頼で経営診断したり、経営の助言をする場合にはどうしても相手の地方団体がどういう反応をするか、地方団体が困ってしまったら、かえってまずいとか、そういう配慮が働くわけですね。外部監査になってきますと法律上、当然に与えられた任務としてやるわけですから、たとえ契約の関係といえども、当然に指摘すべきことをしないとか、報告すべきことをしなければ義務に違反するわけで、そういう点では診断や助言とは違って来るわけです。

長 まさに監査基準に書いてありますが、公正不偏な態度を堅持して監査できるということで私ども会計人などにとっては大変すばらしい制度だと思います。

(おわり)

松本 英昭氏

昭和39年東大法卒、自治省入省、財政局地方債課長、行政局行政課長、官房審議官、総務審議官、国土庁地方振興局長、平成7年現職。京都府出身

長 隆氏

昭和39年早稲田大卒、同56年東陽監査法人代表社員に就任。日本赤十字社病院経営審議会委員、自治省地方公営企業アドバイザー。静岡県出身